**基礎自治機能充実強化基本方針（素案）**

**資料編**

**2024年11月大阪府**

目次

１ 人口の現状・将来推計

（１）年齢３区分別人口推計

（２）人口ピラミッド

（３）人口増減率別団体数（地域別）

（４）高齢化・後期高齢化率の推計

（５）児童・生徒数の推計

２ 地域の状況

（１）消防団員充足率

（２）自治会加入率

（３）住宅の空き家比率

（４）生活便利施設の状況

（５）高齢者単独世帯の状況

（６）医療需要の推計

（７）介護需要の推計

（８）認知症有病者数の推計

（９）有収水量の推計

（10）ごみ発生量の推計

３ インフラの老朽化の状況

４ 自治体の組織・財政の状況・DXの推進状況

（１）府内市町村の行財政状況の変化

（２）行政職員数の推計

（３）健全化指標・財政力指数

（４）市町村のDX推進体制・進捗状況

５ 住民サービス

（１）コミュニティバスの状況

（２）上水道・下水道料金

（３）ごみ袋の有料化の状況

６ 主な広域連携の状況

７ 過去の市町村の合併に対する支援

８ 中核市移行にかかる分析

９ 府内市町村に対する府補助金・交付金の状況

１ 人口の現状・将来推計

（１）年齢３区分別人口推計（2020年～2040年）

・2020年から2040年までの地域別の総人口は、大阪府マイナス10.9%、大阪市マイナス6.1%、北大阪地域マイナス5.3％、東大阪地域マイナス15.7％、南河内地域マイナス21.9％、泉州地域マイナス15.4％。

・生産年齢人口（15～64歳）について、特に南河内地域が府全体の減少ペース（マイナス18.2%）を大きく上回るマイナス33.2％となっている。

１ 人口の現状・将来推計

（２）人口ピラミッド（2020年～2040年） 大阪府・大阪市

・年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）が大幅に減少し、第2次ベビーブーム世代の方（1971～1974年生まれ）が65歳以上となる等により、高齢化が進む。

１ 人口の現状・将来推計

（２）人口ピラミッド（2020年～2040年）北大阪（豊能・三島）地域・東大阪（北河内・中河内）地域

・年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）が大幅に減少し、第2次ベビーブーム世代の方（1971～1974年生まれ）が65歳以上となる等により、高齢化が進む。

１ 人口の現状・将来推計

（２）人口ピラミッド（2020年～2040年）南河内地域・泉州（泉北・泉南）地域

・年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）が大幅に減少し、第2次ベビーブーム世代の方（1971～1974年生まれ）が65歳以上となる等により、高齢化が進む。

１ 人口の現状・将来推計

（３）人口増減率別団体数（地域別）（2020年～2040年）

・2040年に向けて、総人口は府内全市町村で減少することが見込まれているが、地域別には北大阪地域や南河内地域、泉州地域で、より厳しい団体がある。

・生産年齢人口は30％以上減少する団体が14団体ある。

・高齢者人口も減少局面に入る団体が５団体ある。

１ 人口の現状・将来推計

（４）高齢化・後期高齢化率の推計（2020年～2040年）

・いずれの地域も高齢化率・後期高齢化率は上昇するが、後期高齢化率の上昇幅は大阪府3.7ポイント、大阪市2.1ポイント、北大阪地域3.5ポイント、東大阪地域4.5ポイント、南河内地域7.4ポイント、泉州地域5.1ポイントと地域ごとに差がある。

１ 人口の現状・将来推計

（５）児童・生徒数の推計（2020年～2040年）

・年少人口（0～14歳）の減少によりいずれの地域も児童・生徒数は減少するが、未就学児童の変化率は大阪府マイナス19.7%、大阪市マイナス18.1%、北大阪地域マイナス12.1％、東大阪地域マイナス25.0％、南河内地域マイナス33.3％、泉州地域マイナス25.3%と地域ごとに差がある。

２ 地域の状況

（１）消防団員充足率

・消防団員数は減少傾向であり、条例定数に対する充足率についても低下傾向。北大阪地域では減少率・低下率がやや大きい傾向にある。

２ 地域の状況

（２）自治会加入率

・いずれの地域も低下傾向となっており、地域別には東大阪地域の加入率が比較的高い。

２ 地域の状況

（３）住宅の空き家比率

・いずれの地域でも高い割合となっている。

２ 地域の状況

（４）生活利便施設の状況　小売店・飲食店・百貨店及び総合スーパー・大型小売店

・大規模な複合商業施設などの大型小売店が増加し、小売店や飲食店等は減少傾向。

・1981年から2016年にかけ、府全体では小売店数マイナス51.9%、百貨店及び総合スーパー数マイナス49.3％、飲食店数マイナス39.2％と減少した一方、大型小売店数はプラス44.1％と増加している。

２ 地域の状況

（５）高齢者単独世帯の推計（2020年～2040年）

・高齢者単独世帯は増加傾向にあり、2040年には一般世帯に占める割合が約２割に達する見込み。

２ 地域の状況

（６）医療需要の推計（2020年～2040年）

・2020年から2040年にかけて高齢者人口（65歳以上）の増加が大きい大阪市や北大阪地域は医療需要も増加。

・他地域では高齢者人口は増加する一方、総人口の減少も大きいことから、2025年以降医療需要は減少する。

２ 地域の状況

（７）介護需要の推計（2020年～2040年）

・後期高齢者人口の増加により、いずれの地域も介護需要は増加見込み。

・2030年以降は需要の減少が見込まれるものの、北大阪地域は高止まりが予想される。

２ 地域の状況

（８）認知症有病者数の推計（2020年～2040年）

・いずれの地域も高齢者人口（65歳以上）の増加を背景に増加が見込まれる。

２ 地域の状況

（９）有収水量の推計（2020年～2040年）

・総人口の減少に伴い、いずれの地域も2040年にかけて減少する見込み。

２ 地域の状況

（10）ごみ発生量の推計（2020年～2040年）

・総人口の減少に伴い、いずれの地域も2040年にかけて減少する見込み。

３ インフラの老朽化の状況

・高度経済成長期に集中投資した公共インフラが老朽化し、点検・診断・維持管理等の事務が増加している。

・水道管路・下水道管渠では、多くの団体で経年化・老朽化率が高まっている一方、更新率は全団体で２％以内に留まっている。

３ インフラの老朽化の状況

４ 自治体の組織・財政の状況・DXの推進状況

（１）府内市町村の行財政状況の変化（2012年度～2022年度)

４ 自治体の組織・財政の状況・DXの推進状況

（２）行政職員数の推計（2020年～2040年）（類似団体比較による推計）

・類似団体比較により推計した場合、人口減少が進む中、北大阪地域を除くいずれの地域も行政職員数は減少が見込まれる。

４ 自治体の組織・財政の状況・DXの推進状況

（２）行政職員数の推計（2020年～2040年）（人口連動による推計）

・人口に連動して職員数が変化する前提で推計した場合、人口減少が進む中、いずれの地域でも行政職員数は減少が見込まれる。

４ 自治体の組織・財政の状況・DXの推進状況

（３）健全化指標・財政力指数

・実質公債費比率の早期健全化基準25％以上・財政再生基準35％以上に該当している団体、将来負担比率の早期健全化基準350%以上に該当している団体はいずれもない。

・財政力指数は団体間のばらつきが大きい状況。

４ 自治体の組織・財政の状況・DXの推進状況

（３）健全化指標・財政力指数

４ 自治体の組織・財政の状況・DXの推進状況

（４）市町村のDX推進体制・進捗状況

・「自治体DXの推進体制」は、「ＣＩＯの任命」や「DX・情報化を推進するための職員の育成の取組」は実施済みの団体が多くなっているが、「DXを推進するための全体方針の策定」「外部デジタル人材の活用」「自治体業務のDX（AI・RPA・テレワークの導入）」などは、進んでいない団体がある。

・マイナンバーカードの保有状況は、団体規模でのばらつきは小さく、概ね全国平均である約73％に近い水準となっている。

・「書かない窓口」は2023年４月までに18市１町で導入済み。

４ 自治体の組織・財政の状況・DXの推進状況

（４）市町村のDX推進体制・進捗状況

４ 自治体の組織・財政の状況・DXの推進状況

（４）市町村のDX推進体制・進捗状況

・「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべきとされている手続について、オンライン化されている場合に「マル」を表示。

・団体間でオンライン化への対応に差が出ている状況。

４ 自治体の組織・財政の状況・DXの推進状況

（４）市町村のDX推進体制・進捗状況

４ 自治体の組織・財政の状況・DXの推進状況

（４）市町村のDX推進体制・進捗状況

４ 自治体の組織・財政の状況・DXの推進状況

（４）市町村のDX推進体制・進捗状況

５ 住民サービス

（１）コミュニティバスの状況

・人口減少に伴い、民間による公共交通が縮小する中、多くの団体で誰でも利用可能な低運賃や無料のコミュニティバスを運行している。

・平日のみの運行としている団体が多い。

５ 住民サービス

（１）コミュニティバスの状況2

５ 住民サービス

（２）上水道・下水道料金

・上下水道料金は、人口密度や地形的特徴、設備の状況などの要因により決定されるため、団体により差が出ている。

・上水道については大阪広域水道企業団による運営の効率化、下水道については広域化・共同化が図られているところ。

５ 住民サービス

（２）上水道・下水道料金

５ 住民サービス

（３）ごみ収集の有料化の状況

・可燃ごみの収集は、約７割の団体で無料。不燃ごみの収集は約半数が無料だが、粗大ごみ扱いとなるなど収集しない団体も３割程度ある。

・粗大ごみの収集については、約８割の団体が有料となっている。

５ 住民サービス

（３）ごみ収集の有料化の状況

６ 主な広域連携の状況（北大阪（豊能・三島）地域）

６ 主な広域連携の状況（東大阪（北河内・中河内）地域）

６ 主な広域連携の状況（南河内地域）

６ 主な広域連携の状況（泉州（泉北・泉南）地域）

６ 主な広域連携の状況（消防）

府内の消防広域化の進捗状況

６ 主な広域連携の状況（水道）

府内市町村の大阪広域水道企業団との統合（検討）状況

６ 主な広域連携の状況（ごみ処理）

府内のごみ焼却施設の状況

７ 過去の市町村の合併に対する支援（平成の合併時の府の取組）

・平成12年12月　大阪府市町村合併推進要綱

旧合併特例法（Ｈ17.3.31失効） ※都道府県に合併協議会の設置勧告権限あり

・国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供

その他の措置を講ずる（第16条より）

・自治次官通知「市町村の合併の推進についての指針の策定について（H11.8.6 自治振第95号）」

・旧自治省が「市町村の合併の推進についての指針」を策定（H12.8）

都道府県においては、本指針を参酌して、市町村の合併の検討の際の参考や目安となる合併パターン等

を内容とする「市町村の合併の推進についての要綱」を策定し、これに基づき、市町村の合併に向けた取組について積極的な支援に努められるよう要請する

・大阪府は、本要請に基づき「要綱」を策定し、30の合併パターンを提示

・Ｈ20年2月 自主的な市町村の合併の推進に関する構想

・大阪府は、構想対象として、河内長野市・千早赤阪村の組み合わせを提示

・H21年6月 「河内長野市と千早赤阪村との合併に向けた大阪府の支援の基本方針」を決定

７ 過去の市町村の合併に対する支援（平成の合併時の府の取組）

・河内長野市と千早赤阪村との合併に向けた大阪府の支援の基本方針（抜粋）

合併支援の基本方針　河内長野市・千早赤阪村の合併に向けて

大阪府　平成２１年６月２３日

・Ⅰ 作成の趣旨

Ⅱ 大阪府の考え

Ⅲ 府の支援の内容

１ 行財政運営支援≪条件１≫

２ まちづくり支援

(1) 市域と村域をつなぐ交通アクセスの整備≪条件2≫

(2) 広域的な道路整備～堺市へのアクセス道路～ ≪条件３≫

３ 村域の水道施設整備に関する府の支援

４ 府のさらなる支援

(参考)合併による村域での取組等

７ 過去の市町村の合併に対する支援（平成の合併時の府の取組）

・河内長野市と千早赤阪村との合併に向けた大阪府の支援の基本方針（抜粋）（続き）

　Ⅰ 作成の趣旨

河内長野市から要請

＜市の現状＞

財政健全化に取り組む河内長野市にとって、千早赤阪村と合併した場合、市単独で村域を支えることが困難。

合併には府の支援が不可欠であり、府に対し合併のための３つの条件を提示。

・市が示す合併のための３つの条件

条件１　村の編入・合併により、市に新たな財政負担が生じることのないよう財政支援をされること

条件２　本市の一地域となることに鑑み、村民の生活域の問題を解決するための本市域への交通アクセスの整備などを行うこと

条件３　広域的な道路整備など、本市域の活性化に向けたまちづくりに対する支援を行うこと

・作成の趣旨

河内長野市・千早赤阪村合併協議会（平成20年3月6日設置）は、10回の協議会が開催され、協議も大詰めの状況。

河内長野市としても合併についての最終判断をする局面を迎えており、大阪府として合併支援に関する基本方針をお示しします。

これは、今後「新市基本計画」をもとに作成される合併支援プランの基本となるものです。

７ 過去の市町村の合併に対する支援（平成の合併時の府の取組）

・河内長野市と千早赤阪村との合併に向けた大阪府の支援の基本方針（抜粋）（続き）

Ⅲ 府の支援の内容

１ 行財政運営支援

合併後の行財政運営が軌道に乗るまでの間、新市の行財政運営を支援します。（合併特例交付金）

２ まちづくり支援

新市の活性化や均衡ある発展が図られるよう魅力あるまちづくりを支援します（市町村振興補助金）

(1) 市域と村域をつなぐ交通アクセスの整備　コミュニティバスの運行を支援、農道の整備

(2) 広域的な道路整備　堺市へのアクセス道路　両市をつなぐ市道の拡幅整備を支援等

３ 村域の水道施設整備に関する府の支援

村が望む水準をベースに安心・安全性の確保に配慮しつつ、合併に伴い必要となる施設改修を支援します。

４ さらなる支援

合併後のまちづくりに更なる需要が見込まれる場合、追加支援の用意があります。

７ 過去の市町村の合併に対する支援（平成の合併時の府の取組）

・河内長野市と千早赤阪村との合併に向けた大阪府の支援の基本方針（抜粋）（続き）

Ⅲ-１ 行財政運営支援≪条件１≫

・市町村合併による効率化の財政効果は、合併直後には現れず、一定の期間を要することから、小規模町村を編入する場合において、合併後の行財政運営が軌道に乗るまでの間、新市の行財政運営に対して支援します。

・合併特例交付金　１０億円　１億円　かける　１０年間

・存置する公共施設の運営費　余剰人員に対する人件費など

７ 過去の市町村の合併に対する支援（平成の合併時の府の取組）

・河内長野市と千早赤阪村との合併に向けた大阪府の支援の基本方針（抜粋）（続き）

Ⅲ-２ まちづくり支援

・合併により新市が更に活性化し、均衡ある発展や一体性が図られ、魅力あるまちづくりが円滑に進むよう支援します。

・市町村振興補助金（合併分）　１億円（上限）　かける　１０年

・コミュニティバスの運行　公共施設の転用改修費など

７ 過去の市町村の合併に対する支援（平成の合併時の府の取組）

・河内長野市と千早赤阪村との合併に向けた大阪府の支援の基本方針（抜粋）（続き）

Ⅲ-２-(1) 市域と村域をつなぐ交通アクセスの整備≪条件2≫

・市域と村域を結ぶ交通アクセスの向上を図るため、両市町村をつなぐコミュニティバスの運行を支援します。

・村（新市）側の用地買収等の条件整備が整えば、新市の農業振興策を踏まえ、地域活性化を図る農道として整備します。

・＜参考：市域と村域の道路の現状＞

３本の府道整備が困難なわけ

いずれの道も急峻な山間部を通過しているため、現道の拡幅は、山を削った大規模工事となる。

実現可能性が低い

７ 過去の市町村の合併に対する支援（平成の合併時の府の取組）

・河内長野市と千早赤阪村との合併に向けた大阪府の支援の基本方針（抜粋）（続き）

Ⅲ-２-(2) 広域的な道路整備　堺市へのアクセス道路≪条件３≫

・府と河内長野市とで設置している「堺市へのアクセス道路に関する会議」での協議に基づき、両市をつなぐ市道の拡幅整備を支援します。

河内長野市道（下里大野線）、堺市道（畑下里線）

・新しい交付金制度を活用し、早期に事業着手します。

・中長期的には、大阪河内長野線の延伸に伴う河内長野市道（下里大野線）へのアクセスについて、事業主体、整備手法等を検討し、整備を進めます。

７ 過去の市町村の合併に対する支援（平成の合併時の府の取組）

・河内長野市と千早赤阪村との合併に向けた大阪府の支援の基本方針（抜粋）（続き）

Ⅲ-３ 村域の水道施設整備に関する府の支援

１　千早赤阪村の水道施設の現状

給水戸数：2,418戸

給水内訳：自己水源77.2％（上水道70.7、簡易水道6.5）、府営水道20.5％、富田林市からの分水2.3％（平成19年度時点）

《課題》水道施設の老朽化、安定的な水源の確保（岩井谷浄水場）

２　大阪府の考え方

　村が望む水準をベースに安心・安全性の確保に配慮しつつ、合併に伴い必要となる施設改修を支援します。

・水道事業は独立採算制が基本です。府が支援するのは、次のような施設整備です。

合併に伴い効率的 合理的な経営を図る場合

例：府営水道川野辺受水場の整備、送水管布設（自己水から府営水道に切り替えるための配水計画や府による整備について、水道事業の広域化を推進する観点から、今後府・市で協議を進めます）、配水池・ポンプ場施設の整備

安心・安全面で特に緊急を要する場合

例：奥千早浄水場（簡易水道）の整備

・地域の特性に応じた効果的な整備が基本です。

　村域の水準を必ずしも『市域スタンダード』に一律に整備するのではなく、村域の状況に応じた水の安定供給を目的に、効率的な整備を進めるべきです。

・水道施設の整備に関し、国の積極的な支援により、合併推進債の充当が認められることとなりました。（既存の浄水場を廃止して事業を統合するために必要な経費等のうち、合併に伴う増嵩経費が対象です）

・簡易水道の整備・改修については、企業債が充当されます。

これら合併推進債、企業債の元利償還金の一部に対し、国から交付税の支援があります。

７ 過去の市町村の合併に対する支援（平成の合併時の府の取組）

・河内長野市と千早赤阪村との合併に向けた大阪府の支援の基本方針（抜粋）（続き）

Ⅲ-４ 府のさらなる支援

・府の支援については、行財政運営支援〔合併特例交付金１０億円〕と、合併後のまちづくり支援〔市町村振興補助金(合併分)１０億円(上限)〕に加え、更なる需要が見込まれる場合については、事業精査を前提に、市町村振興補助金１億円かける１０年により支援します。

・総額３０億円を府が支援することにより、広域的な道路整備、合併に伴う村の水道施設整備などが図れます。

府の支援と合併による効果で、さらなる事業展開も可能となり、新市が活性化するためのまちづくりが十分期待できます。

・合併に伴って生じる課題については、解決のために将来わたって府と新市が協議していきます。

７ 過去の市町村の合併に対する支援（平成の合併時の府の取組）

合併パターン（平成12年策定の30パターン）

７ 過去の市町村の合併に対する支援（平成の合併時の府の取組）

　 人口・面積を更新した合併パターン（平成12年策定の30パターン）

８ 中核市移行にかかる分析

・府内中核市の状況

府内には全国都道府県で最多となる７市が中核市となっている。

直近では、令和２年に吹田市が中核市へ移行。

中核市の人口合計は約253万人で、府全体人口の28.6％を占める。

８ 中核市移行にかかる分析

・中核市移行による住民サービス水準の向上

中核市移行による住民サービス水準の向上の状況を調査。

移行による府からの権限移譲により、移行前の機能と一体的な事務執行が可能となり、効果的な取組につながっているとの声が多い。

保健所設置により医師や獣医師などの職種を配置することとなり、これら人材との連携が関係部署の専門性向上にもつながっている。

・子育て

　保育施設の認可権限が一元化されたことで、地域ニーズに合わせた建設計画を指導でき、効果的な待機児童解消対策に取り組めるようになった。

保育施設の認可から指導監査までを一貫して市で行うことができるようになったため、各施設との関係性が構築され、保護者の声を吸い上げやすくなり、個々のニーズに応じた保育サービスの向上を図ることができるようになった。

・教育

　教職員研修事務が権限移譲されたことで、法定研修等を含め、小中一貫教育の推進やディベート教など、市の特色や方針を踏まえた研修実施による教職員の資質向上へとつなげることができた。

研究、研修、実践をつなぎ、教職員の資質向上を図るとともに、私立小中学校園や公私立保育所（園）・認定こども園にも参加を呼びかける研修を設けるなど、総合的な教育拠点機関としての機能を有することができた。

他市とも連携・交流を図り、義務教育の更なる質の向上に努めることができた。

・高齢者福祉

　社会福祉法人及び指定介護サービス事業者の指定権限の所轄庁となったことで、市が許認可から指導・監査業務までを一元的に行うことで、運営状況を詳細に把握し、地域の実情に即した指定や指導を行うことができ、利用者にとって質の高い支援・サービスにつながっている。

・保健・衛生

医師、獣医師、薬剤師、保健師など専門人材の配置により、公衆衛生に関する多種多様な相談に対して、市内関係部署と連携体制を構築し、きめ細やかな対応、支援ができるようになった。

小児慢性特定疾病児や身体障がい児への療育支援を市に一元化することにより、疾病や障がいの有無に関わらず、母子へのきめ細やかな支援ができるようになった。

８ 中核市移行にかかる分析

・中核市移行による住民サービス水準の向上

新型コロナウイルス感染症の流行で国内外が未曾有の危機に直面した中、ひっ迫する保健所業務を全市職員の動員体制で対応することが可能となるなど、必要な取組を機動的に展開することができた例が多かった。

独自のまちづくりに向け、景観や屋外広告物に関する権限が活用されている。

・感染症対策

　新型コロナウイルス感染症対応の際、有事体制における班体制での対応、医療機関や消防本部との連携、市役所全体での対応体制をとることができた。一例として、クラスターが発生した際、保健所、高齢者施設、就学前施設や小中学校に関わる市部局が迅速かつ円滑に情報交換を行い、現状に関する認識を共有しながら対応について議論することができた。

感染者数が増加した際には、市のさまざまな部局の職員を動員して対応することができ、保健所への応援体制を迅速に確保することができた。

検査体制や医療提供体制の逼迫時に、関係部局と連携し、ドライブスルー方式のＰＣＲ検査や入院待機ステーションの設置等、市独自の取組を柔軟に実施することができた。

・環境

　一般廃棄物と産業廃棄物に関する許可及び指導権限が一元化されたことにより、許可手続きにおける審査や業者指導の効率化が図れた。

事業者からの通報等に迅速に対応することができ、結果、PCB廃棄物の早期発見や不法投棄の未然防止につながった。

・都市計画

　市独自の屋外広告物条例を制定することにより、地域の景観特性に配慮した屋外広告物の設置を誘導できるようになった。

景観法に基づく景観条例及び景観計画を制定し、開発事業者や建築主に対し、地域の自然や歴史などの特性を活かした良好な景観形成を推進している。

・その他

　包括外部監査を実施することにより、客観的かつ専門的な視点による監査結果及び意見に基づき、事務執行の見直し等の措置を講じることで、より適正で効果的かつ効率的な行政運営を行うことができた。

８ 中核市移行にかかる分析

・中核市の健全化指標の推移　実質公債費比率

　実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（早期健全化基準25％以上、財政再生基準35％以上）

・各団体とも近年改善傾向にあり、指標が０近辺にある団体も多い。

８ 中核市移行にかかる分析

・中核市の健全化指標の推移　将来負担比率

　一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率（早期健全化基準350%以上）

いずれの団体も大きく改善しており、近年は全団体が０を下回っている。

８ 中核市移行にかかる分析

・中核市の財政調整基金の推移

　地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金「財政調整基金」は、地方公共団体の貯金にあたるもの。

中核市移行前と直近の比較では、いずれの団体も純増となっている。

９ 府内市町村に対する府補助金・交付金の状況（部局別）